

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び別府市上下水道局契約事務規程（平成 6 年水道局管理規程第 4 号）第 2 1 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 1 日

別府市
別府市長 長野 恭紘

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか別府市上下水道局電子入札運用基準による。

第 1 競争入札に付する事項	
1. 委託業務名	令和 8 年度 別府市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画 改定委託業務
2. 委託業務場所	別府市市内一円
3. 履行期間	令和 9 年 3 月 1 2 日まで
4. 業務の概要	ストックマネジメント基本計画改定 1 式
5. 予定価格	非公表とする。
6. 最低制限価格	設定しない。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務については、次の1及び2の要件を満たす者に限り入札参加を認める。

なお、入札参加資格の確認基準日は、競争入札参加資格確認申請書の申込日(以下「基準日」という。)とする。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区 分		要 件	備 考
(1)	業種区分	土木コンサルタント	別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和60年別府市告示第269号)の規定による入札参加資格の認定を受けている者であること。
(2)	本店等の所在地	大分県内に本店又は別府市との契約について、委任を受けた支店等を有すること。	
(3)	直前2か年間の年間平均実績高	—	
(4)	履行実績	平成28年度(契約締結日基準)以降に元請け(設計共同企業体による履行にあつては代表者としての履行に限る。)として地方公共団体が発注した下水道管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務を、履行した実績(完了、引渡し済みのものに限る。)を有すること。 ※下水道管路施設とは(公財)日本下水道協会が発行する「下水道施設計画・設計指針と解説—2019年版—」に管路施設として定義される施設とする。	

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす技術者をそれぞれ選任できること。ただし、「(別紙1)配置技術者の兼務の可否」のとおり配置予定技術者の兼務を認める。

(1)	管理技術者	ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく、【総合技術監理部門(選択科目:上下水道一般及び下水道)】又は【上下水道部門(選択科目:下水道)】の登録を受けている者であること。 イ 基準日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
(2)	照査技術者	ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく、【総合技術監理部門(選択科目:上下水道一般及び下水道)】又は【上下水道部門(選択科目:下水道)】の登録を受けている者であること。 イ 基準日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者
(3)	担当技術者	ア 平成28年度(契約締結日基準)以降に地方公共団体が発注した下水道管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務の実績を有すること。 イ 基準日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

第3 入札手続等

1	担当課	別府市上下水道局 総務課 契約資産係 住所：大分県別府市大字別府字野口原3088番27 電話：0977-23-3108									
2	公告内容の交付期間等	(1) 交付期間	令和 8年 6月 2日（火）から 令和 8年 6月15日（月）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 交付場所	別府市上下水道局 総務課								
		(3) 交付方法	交付については、直接交付を行うほか、電子入札システムによるものとする。								
3	設計図書等の閲覧期間等	(1) 閲覧期間	令和 8年 6月 2日（火）から 令和 8年 6月15日（月）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 閲覧場所	別府市上下水道局 総務課								
		(3) 閲覧方法	閲覧方法は、(2)で示す場所における電子閲覧のほか、電子入札システムにおける設計図書等閲覧（以下「設計図書等閲覧」という。）によるものとする。 なお、設計図書等の貸出しは一切行わない。								
4	設計図書等の質疑応答等	(1) 提出期間	令和 8年 6月 2日（火）から 令和 8年 6月 9日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 提出場所	別府市上下水道局 総務課（担当係）契約資産係 住 所：別府市大字別府字野口原3088-27 メール：mai-wb@city.beppu.lg.jp								
		(3) 提出方法	電子メールにて提出すること。 ※上記(2)に記載するメールアドレスに提出すること。 電子メール送付に当たっては、標題を「令和8年度 別府市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画改定委託業務」とすること。								
		(4) 回答書の閲覧期間	遅くとも、(1)の提出期間の末日から起算して3開庁日後から 令和8年 6月15日（月）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(5) 回答書の閲覧方法	設計図書等閲覧によるものとする。								
5	競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出	(1) 提出期間	令和 8年 6月 2日（火）から 令和 8年 6月10日（水）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。								
		(2) 提出方法	原則、電子入札システムによる。 ※添付する書類のアプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。 <table><tr><th>使用アプリケーション</th><th>ファイル形式</th></tr><tr><td>Microsoft Word</td><td>Word97からWord2016までのバージョンでの保存</td></tr><tr><td>Microsoft Excel</td><td>Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存</td></tr><tr><td>その他のアプリケーション</td><td>PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル</td></tr></table>	使用アプリケーション	ファイル形式	Microsoft Word	Word97からWord2016までのバージョンでの保存	Microsoft Excel	Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル
使用アプリケーション	ファイル形式										
Microsoft Word	Word97からWord2016までのバージョンでの保存										
Microsoft Excel	Excel97からExcel2016までのバージョンでの保存										
その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル										
		(3) 提出資料等	提出資料及び作成方法等は第8による。								

6	入札書の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 6 月 1 1 日 (木) から 令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) まで の開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。
		(2) 入札方法等	・原則、電子入札システムによる。 ・入札回数は、2 回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
		(3) その他	・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
7	開札	(1) 予定日時	令和 8 年 6 月 1 6 日 (火) 午前 9 時 0 0 分
		(2) 開札場所	別府市上下水道局 3 階 入札室
		(3) 開札の立会	別府市上下水道局電子入札立会要領（平成 1 9 年別府市水道局告示第 4 1 号）によるものとする。

第4 積算内訳書の作成等

1	入札書提出時に併せて、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
2	様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を使用し作成すること。
3	提出の方法は原則、電子入札システムによるものとする。
4	積算内訳書の作成に当たっての留意事項 (1) 内訳書には、住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、業務名及び業務場所を必ず記載すること。 なお、捺印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。 (2) 積算内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

第5 入札参加資格事項の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 6 0 年別府市告示第 7 6 号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	破産手続き等の有無	破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 1 9 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
5	電子入札の登録	別府市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

第6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第7の4の(2)ただし書きの通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は任意）を持参して求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1の担当係とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

第7 その他事項

1	現場説明会	実施しない。
2	最低制限価格	設定しない。
3	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。
4	審査及び落札決定	(1) 開札後は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。 (2) 開札終了後、最低価格入札者の申請書等を審査する。 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。 ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効としその結果を通知する。 なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。 (3) 落札者の決定は、原則として開札日から起算して3開庁日が経過する日までに行うものとする。 (4) 入札参加者が1者であっても、開札を行い、落札者を決定する。
5	契約書作成の要否	要

6	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 (7) 電子入札にあっては、契約担当者が指定する認証方法を用いない者のした入札 (8) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札 (10) 入札金額に対応した積算内訳書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった者のした入札 (11) 申請書等及び積算内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (12) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった（配置予定技術者の配置が困難となった場合等）。」旨の申し出があった者のした入札 (13) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ア 当該談合情報における落札予定金額(率)（以下「落札予定金額(率)」という。）が入札結果と一致している場合 イ すべての入札参加者（共同企業体にあつては、その組合せ）が、入札結果と一致している場合 ウ 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合 エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合 (14) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札
7	支払い条件	前払金 有 中間前払金 無 部分払 無

8	その他	(1) この公告に定めのない事項については、別府市上下水道局要件設定型一般競争入札実施要領（平成20年別府市水道局告示第29号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市上下水道局契約事務規程その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 落札者（落札候補者、最低価格入札者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 (7) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。 (8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (9) その他不明な点は、別府市上下水道局総務課契約資産係まで照会のこと。 電話0977-23-3108
---	-----	--

第8 申請書等の作成

申請書等作成にあたっては、下表による。

作成事項	提出様式	添付資料・注意事項
1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号	・提出する場合は、申請者の捺印後の様式をスキャニング等で作成したファイルとして行うこと。
2 競争参加資格状況表	様式第2号	
(1)本店所在地		・記載の必要なし。
(2)発注業種の認定状況		・業種区分を記載すること。
(3)直前2か年間の年間平均実績高		・記載の必要なし。
(4)履行実績		・様式第3号を添付すること。
(5)配置予定技術者の資格・履行経験		・様式第4号を添付すること。
3 履行実績	様式第3号	
(1)委託名称等		・第2の1の(4)に示す業務を金額の大きいものから1件記載すること。 ・記載した事項について、競争参加資格を満たしていることが確認できる契約書、設計図書等（仕様書・図面等）の写しを添付すること。

4 配置予定技術者	様式第4号	第2の2の(1)から(3)に示す技術者を1人につき1枚作成すること。
(1)配置予定技術者		第2の2の(1)から(3)に示す技術者については、企業と配置予定技術者が、基準日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるかを確認できる資料の写しを添付すること。
(2)保有する資格		免許・資格者証等の写しを添付すること。
(3)業務の履行経験		第2の2の(1)から(3)に示す技術者については、実績を記載し、記載事項が確認できる資料の写しを添付すること。
5 その他留意事項	—	
(1)配置予定技術者に係る注意事項		- 複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。 - 技術者の兼務 — - 配置予定技術者の交代 契約に当たっては様式第4号により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。病気等の理由により、配置予定技術者を変更する場合は第2の2に示す基準を満たした者を配置しなければならない。
(2)申請書等作成に係る留意事項		- 当該様式が添付されていない場合（記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。）及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合には、その者のした入札を無効として取り扱う。 - 様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を必ず使用すること。 - 添付書類がある場合は、スキャニング等で作成したファイルとして添付すること。 - 電子入札システムにおける添付データについては、容量の制限（10MB）があるので十分留意すること。 - 申請書等の提出を電子入札システムで行わなければ、以降の入札書提出等の電子入札システムでの処理ができなくなるので留意すること。

配置技術者の兼務の可否

	管理技術者	照査技術者	担当技術者
管理技術者		不可	可
照査技術者	不可		不可
担当技術者	可	不可	

日 程

月	日	曜 日	公 告 (10 日 間)	閲 覧 (10 日 間)	質 問 書 (6 日 間)	回 答 書 (3 日 間)	参 加 申 請 書 (7 日 間)	入 札 書 (3 日 間)	開 札
6	1	月	公告日 6月1日						
	2	火	交付開始 6月2日	閲覧開始 6月2日	受付開始 6月2日		受付開始 6月2日		
	3	水	↓②	↓②	↓②		↓②		
	4	木	↓③	↓③	↓③		↓③		
	5	金	↓④	↓④	↓④		↓④		
	6	土							
	7	日							
	8	月	↓⑤	↓⑤	↓⑤		↓⑤		
	9	火	↓⑥	↓⑥	受付終了 6月9日		↓⑥		
	10	水	↓⑦	↓⑦			受付終了 6月10日		
	11	木	↓⑧	↓⑧		閲覧開始 6月11日	↑②	受付開始 6月11日	
	12	金	↓⑨	↓⑨		↓②	↑①	↓②	
	13	土							
	14	日							
	15	月	交付終了 6月15日	閲覧終了 6月15日		閲覧終了 6月15日		受付終了 6月15日	
	16	火							開札日 (落札候補者決定) 6月16日
	17	水							
	18	木							
	19	金							
	20	土							
	21	日							
	22	月							
	23	火							
	24	水							
	25	木							
	26	金							
	27	土							

資格種類別担当業務内容一覧表(第5段階)

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土 木 コ ン サ ル タ ン ト															地質調査											
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査	
A 1	測量士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー・熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー又は流体機器とするものに限る	●	●																				●		△			
A 2	測量士補		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る	○	○																					●		△		
E 1			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 2			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 3			建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 4			建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	○	●							○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 5			建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	○	○	●						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 6			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○	○						●	●		○	○	○	○	○			△	○	
E 7			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		●	○	○	○	○			△	○	
E 8			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 9			建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 10			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 11			建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○	●		△	○	
E 12			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●	○															△		
E 13			上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	●															△	○	
E 14			農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る										●															△		
E 15			森林一般及び森林土木とするものに限る											●														△		
E 16			水産一般及び水産土木とするものに限る												●													△		
E 17			情報工学一般とするものに限る																							●		△		
E 18			応用理学一般及び地質とするものに限る																	●								△	●	
E 19			衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資材循環とするものに限る															●										△		
E 20			機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー・熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー又は流体機器とするものに限る																						●		△		
E 21			電気電子部門	電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						●		△		
E 22	技術士		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○	
E 23				港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 24				電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 25				道路とするものに限る				○	○	○	○	○	●						○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 26				鉄道とするものに限る				○	○	○	○	○	○	●					○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 27				都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○	○	○					●	●		○	○	○	○	○			△	○
E 28				土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	●
E 29				鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 30				トンネルとするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 31				施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
E 32				建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○	○		△	○
E 33				上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								●	●															△	
E 34				農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る									●																
E 35				森林部門	森林土木とするものに限る										●														△	
E 36				水産部門	水産土木とするものに限る											●														
E 37			情報工学部門	特定なし																						●		△		
E 38			応用理学部門	地質とするものに限る																●								△	●	
E 39			衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資材循環とするものに限る																								△		
I 1	R C C M		河川、砂防及び海岸・海洋					●																				△		
I 2			港湾及び空港																									△		
I 3		電力土木																									△			
I 4		道路																									△			
I 5		鉄道																									△			
I 6		上水道及び工業用水道																									△			
I 7		下水道																									△			
I 8		農業土木																									△			
I 9		森林土木																									△			
I 10		水産土木																									△			
I 11		造園																									△			
I 12		都市計画及び地方計画																									△			
I 13		地質																									△	●		
I 14		土質及び基礎																									△	●		
I 15		鋼構造及びコンクリート																									△			
I 16		トンネル																									△			
I 17		施工計画、施工設備及び積算																									△			
I 18		建設環境																									△			
I 19		機械																									△			
I 20		電気電子																									△			
I 21		廃棄物																									△			
K 1	地質調査技士																									△	●			
R1～R22	認定技術管理者																											△		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は管理技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。